

田野小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に関する基本的な考え方

すべての大人と子どもが「いじめは人間として絶対に許されない」ことを強く認識し、いじめのない学校づくりに向けて組織的・計画的に取り組む。

(1) いじめの定義

「一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な影響を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」。

(起こった場所は学校の内外を問わない。インターネットを通じて行われるものを含む。)

(2) いじめに対する基本認識

すべての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもつ。

2 いじめの未然防止に向けて

児童全員が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。

(1) 学業指導の充実

「集団づくり」と「授業づくり」に努め、開発的・予防的な児童指導を推進することで、いじめ予防につなげる。

(2) 道徳教育の充実

道徳教育で培われた道徳性や道徳的実践力を、生きる力として日常生活の場面に具現化できるように援助する。

(3) 特別活動の充実

特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。

(4) 人権教育の充実

すべての人に人権があることを認識させるとともに、いじめは他者の人権を侵害することであり、絶対にしてはいけない問題であることに気付かせる。

(5) 情報モラルに関する指導の充実

インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導したり、家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努めたりする。

(6) 保護者・地域との連携

地域社会全体で子どもを守り、育てていくため、学校と家庭・地域が連携・共同できる体制作りを推進する。

3 いじめの早期発見に向けて

「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識のもと、児童が発する「小さなサイン（言葉、表情、しぐさ、行動等）」を見逃さず、対応する体制作りを進める。

(1) 日常の観察・アンケート等による児童の理解

(2) 教育相談体制の構築

(3) 保護者との情報共有

(4) いじめの相談・通報の窓口の設置

4 いじめの早期解決に向けて

いじめに対して組織的な対応を図るために、「いじめ問題対策委員会」を設置し、早期発見・早期対応・早期解決が行える体制作りを推進する。

(1) 「いじめ問題対策委員会」について

ア 目的・・・いじめ問題に関する情報の共有と対応策の協議を行う。

イ 構成委員・・・校長・教頭、教務主任、児童指導主任、養護教諭、該当児童の担任及び学年主任、必要に応じてスクールカウンセラー等も加わる。

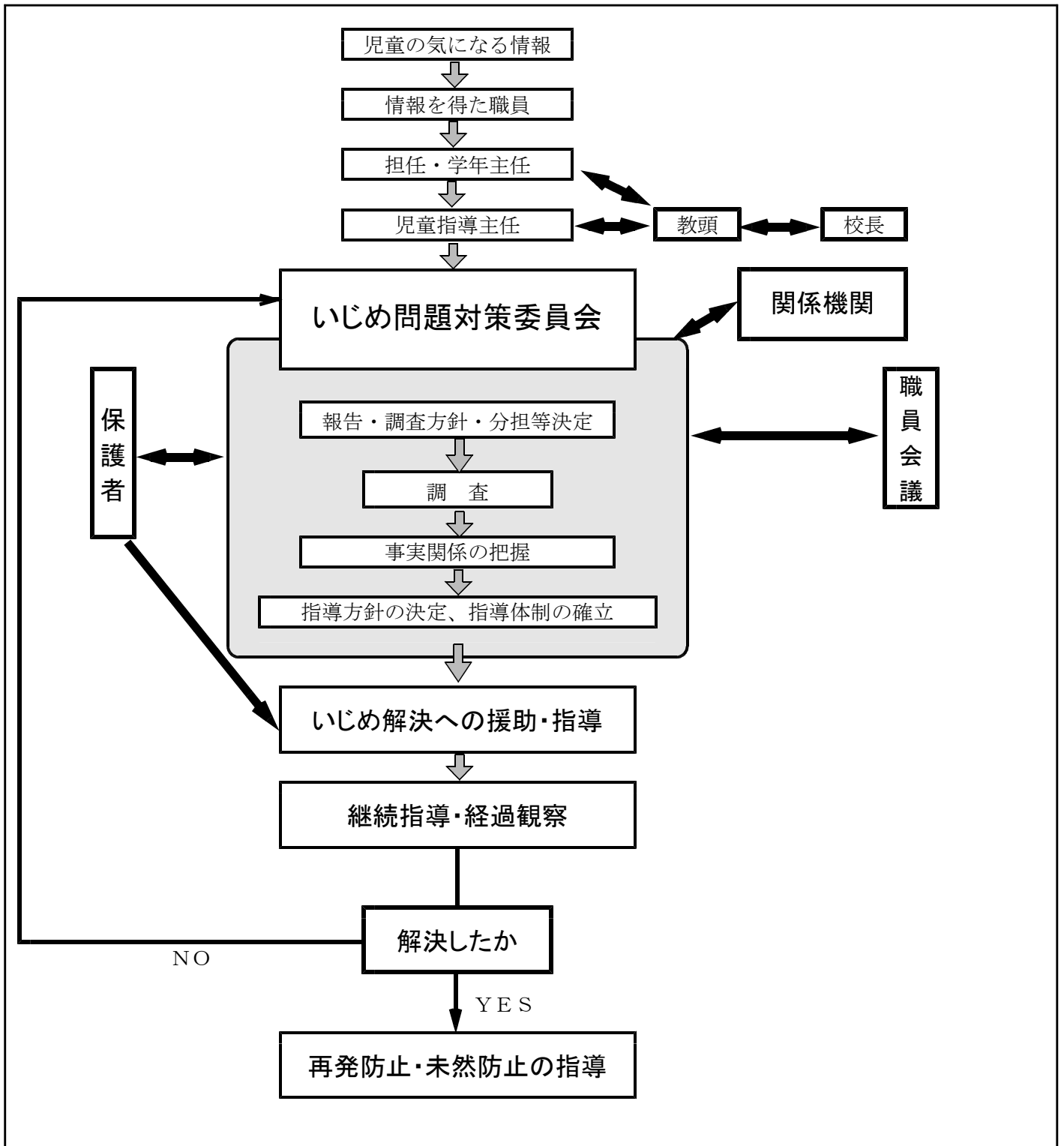
ウ 保護者や地域の人々の協力が必要な「重大な事態」の場合には、PTA代表や地域の代表も加えて協議する。(PTA会長、学校評議員、民生委員、児童委員、田野駐在所等)

(2) 「いじめ問題対策委員会」の対応について

ア チーム支援体制の構築

イ 関係機関との連携

(3) 対応の流れ



(4) 子どもへの対応

ア いじめられている子どもへの対応

- ・子どもの精神的苦痛を共感的に理解し、心配や不安感を取り除くとともに、全力で守り抜くという姿勢を基盤に継続して支援する。

イ いじめている子どもへの対応

- ・いじめは、人権にかかわる重大な問題であり、決して許さないという毅然とした態度で指導に当たるとともに、いじめている子どもの内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

ウ 周りの子どもへの対応

- ・適切な指導を行うことにより、自分たちでいじめの問題を解決する力の育成を図る。

- (5) 保護者への対応
- ・つながりのある教職員を中心に、速やかに関係児童の家庭に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
 - ・いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、保護者の不安を除去しながら解決に努める。
 - ・事実確認のための聴き取りや、アンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。(ただし個人情報については、個人情報保護条例等により、提供できない場合がある。)
- (6) ネットいじめへの対応
- ・ネットいじめを発見した(情報を受けた)場合には、いじめ問題対策チームで情報を共有し対応するとともに、当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
 - ・児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに真岡警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (7) 警察との連携
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、真岡警察署と連携して対処する。
- (8) 重大事態への対応
- 学校がいじめ防止対策推進法第28条により、当該事案が重大事態と判断した場合には、下記のとおり対応する。なお重大事案とは、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い(自殺企図等)」、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い(年間30日以上、一定期間連続して欠席している場合)」をいう。
- ア 益子町教育委員会・栃木県教育委員会に報告するとともに、直ちに真岡警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
 - イ 当該いじめの対処については、益子町教育委員会と連携し、可能ならば弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校の「いじめ問題対策委員会」が中心となり、学校組織を挙げて行う。
 - ウ いじめを受けた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、情報を提供する。
(ただし個人情報については、個人情報保護条例等により、提供できない場合がある。)
 - エ 当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に、全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
 - オ いじめ問題対策委員会を中心として、速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。
- 5 いじめ防止の取組に関する点検・評価
- いじめ防止に関する取組の状況に対して点検・評価し、さらなる実効性のある対策づくりに努める。
- (1) 「いじめの理解と対応」の「学校用いじめ問題への取組チェックポイント」を活用し、学校としての対応を評価する。
 - (2) 「いじめの理解と対応」の「教職員用いじめ問題への取組チェックポイント」を活用し、教職員一人一人のいじめに関する対応を評価する。

いじめに悩んでいる児童、保護者のみなさんへ

本校では、全児童が楽しく学校へ通うことができるよう取り組んでいます。しかし、残念ながら、ちょっとしたことがきっかけで、いじめにつながってしまうケースがあります。

私たちは、いじめを絶対に見逃してはいけないと思っています。また、本校からいじめをなくしたいと本気で考えています。いじめられている児童がいたら、全力で守りたいと思っています。

児童のみなさん、もしいじめられていたら、もし誰かがいじめられているのを見つけたら、勇気を出してできるだけ早く、身近な大人に相談してください。学校では、担任の先生、授業に出ている先生、養護の先生、その他話しやすい先生などに相談してください。

保護者のみなさま、お子さまがいじめられていることに気がつかれたら、話しやすい先生で結構ですので、ぜひ学校に連絡をください。

学校では、相談窓口を用意しています。どんなことでもかまわないので、心配なことがありましたら連絡してください。

学校いじめ相談窓口

担当 教頭・教務主任・児童指導主任 電話 0285-72-2536

また、学校以外の相談機関もあります。いじめを解決するために私たちは全力で取り組みます。そのためにも、ぜひ、連絡をください。

◎学校以外のいじめ相談機関

○ホットほっと電話相談

【子ども専用】いじめ相談さわやかテレホン

028-665-9999

受付時間

年中無休・24時間体制

【保護者専用】家庭教育ホットライン

028-665-7867

受付時間

平日 8:30~21:30

土曜日 8:30~17:30

(上記時間外と日曜日・祝日・年末年始等は留守番電話とFAXで対応します)

*すぐに回答が欲しい場合には、電話相談をご利用ください。また、メール相談の回答は原則1回とし、その回答には1週間程度かかる場合があります。その回答につきましてさらにご相談がある場合にも、電話相談をご利用ください。

○いじめ・不登校等対策チーム

いじめや不登校をはじめとする問題行動等に対する電話相談に応じます。

芳賀教育事務所 0285-82-5274

○栃木県総合教育センター教育相談部 028-665-7211

○栃木県児童相談所「テレホン児童相談」 028-665-7788